第

6 3 1 8

묽



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2019年)令和元年 11月 12日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

▲ 法定調書の提出基準の引き下げ

Q:法定調書の提出義務基準が改正になったそうですが、どのようになったのですか?

A: e-Tax又は光ディスクによる提出義務 基準が1,000枚以上から100枚以上に引き下げ られました。

【解説】

法定調書は現在60種類ありますが、このう ち「給与所得の源泉徴収票」「退職所得の源泉 徴収票」「報酬、料金、契約金及び賞金の支払 調書」「不動産の使用料等の支払調書」「不動 産等の譲受けの対価の支払調書」「不動産等の 売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」 は、原則として、支払の確定した日の属する年 の翌年1月31日までに支払事務を取り扱う事 務所、事業所等の所在地を所轄する税務署長 に提出しなければならないこととなっていま す。そして、令和2年12月31日以前の提出につ いては、法定調書の種類ごとに、前々年の提出 すべきであった法定調書の枚数が1,000枚以 上であるものは、e-Tax又は光ディスク等によ り提出しなければならないこととされていま す。

なお、この1,000枚基準は平成30年の税制改正で100枚に引き下げられており、令和3年1月1日以後に提出すべき法定調書に適用されることになっています。

したがって例えば、今年度平成31年1月に 提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が 100枚以上であった場合には、令和3年1月に e-Tax又は光ディスク等により提出しなけれ ばならないので注意してください。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】







